

東京都環境審議会 企画政策部会（第19回）

平成19年11月9日（金）

第二本庁舎31階特別会議室21

午後 5 時 0 6 分開会

山下課長 皆様の貴重なお時間をいただいていることですので、まだお見えになっていない先生方に関しましても欠席のご連絡ということではございませんので、ただいまから第 19 回企画政策部会を開会させていただきたいと存じます。

委員の皆様方には、本日はお忙しい中、ご出席いただきましてまことにありがとうございました。私は事務局を務めさせていただいております環境局環境政策課の山下でございます。それでは着席してご説明させていただきます。

まず資料の確認でございますが、初めに次第がございまして、資料 1「環境保全に関する配慮の指針について」、資料 2 としてスケジュールがございます。参考資料といたしまして 1 から 5 までをとじてございます。不足がございましたらお申し付けいただければと存じます。

事務局より、委員の変更について合わせてご報告をさせていただきたいと存じます。

参考資料 1 及び 2 でございますが、環境審議会委員の名簿と企画政策部会の委員名簿をご覧いただければと存じます。東京商工会議所環境委員会代表幹事として委員を務めていただきました、アサヒビール株式会社社会環境推進部長の竹田義信委員ですが、東京商工会議所における役職の変更に伴いまして、平成 19 年 11 月 8 日付で委員の解職の手続きを進めさせていただいております。新たに東京ガス株式会社環境部長の富田鏡二委員にご就任いただくことになりました。なお、富田委員は本日はご都合により欠席しております。

報告は以上でございます。もうお一方ご出席いただきますと過半数ということでございますので、その時点で会議は正式に成立する運びでございますが、まずは資料の説明等もでございますので、実務的に進めさせていただきたいと思えます。

これからの議事につきましては部会長にお願いしたいと存じます。福川部会長、よろしくお願ひいたします。

福川部会長 かなりの方はおとといの会議に続いて、きょうまた来ていただきまして忙しいことでございます。

きょうはしばらくぶりに基本計画のほうにいきまして、環境保全の配慮の方針を議論していただきますが、自由に、建設的なご意見を活発にいただきたいというのが基本的な趣旨でございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。座って始めさせていただきます。

事務局から資料説明をお願いいたします。

小沼副参事 環境政策担当副参事の小沼でございます。きょうはよろしくお願ひします。

座って説明させていただきます。

本日は、環境基本計画に盛り込まれます「環境の保全に関する配慮の指針」につきましてご審議いただきたいと思います。

配慮の指針でございますが、行政計画としての環境基本計画、お手元に前回の冊子をご用意されているかと思えます。「行政としての環境基本計画」の後半のところに「配慮の指針」ということで載せてございます。本日は配慮の指針につきまして、基本的な理念あるいはそこに盛り込むべき内容の方向性ということについてご審議いただきたいと存じます。

資料に基づきまして、環境基本計画における配慮の指針の位置づけ、性格についてご説明させていただきます。資料 1 の左下に、参考として東京都環境基本条例の該当規定を抜粋して載せてございます。

基本条例第 9 条第 2 項に、環境基本計画に定める事項ということで規定しておりまして、環境保全に関する目標、施策の方向性、それとともに、第 3 号になりますが、配慮の指針を定めることにしてございます。

環境基本計画における配慮の指針のあり方についてでございますが、まずその前段をご説明させていただきたいと思えます。

当環境審議会の環境都市づくり調査会におきまして昨年度、ご検討、ご報告をいただきました、環境配慮、環境対応が内在化された都市づくりの推進というものがございまして、お手元に冊子をご用意させていただいておりますが、本年 5 月にお取りまとめいただき、ご報告いただきました「環境基本計画のあり方 中間のまとめ」をご覧くださいと思えます。76 ページでございます。「環境配慮、環境対応が内在化された都市づくりの推進」ということで、環境都市づくり調査会の報告を載せてございます。

1 行目でございますが、持続可能な都市を実現する取り組みといたしまして、分野別の施策のあり方だけでなく、都市づくり、都市活動全般において総合的、横断的に環境配慮を組み込んでいくための大きな枠組みが必要であるとしてございます。このために都市基盤整備、市街地整備、都市利用をはじめとしましたハード整備の段階、あるいは建物利用、移動交通、ライフスタイルなど、都市活動のさまざまな場面において環境配慮のあり方を目指す。さらに各分野の施策と融合させることで、あらゆる分野での環境対応を図っていくべきだとしております。

このような考えのもとに、76 ページの真ん中から、施策の視点ということで、都市づくり、都市活動、あるいは(2)の水と緑に囲まれた豊かな都市空間、あるいは(3)の環境にやさ

しい交通システム、そういったさまざまな分野の施策との融合の視点あるいは環境配慮の視点を記述させていただいているところでございます。

77 ページの中ほどをご覧くださいますと、黒抜きで、今後の環境配慮の都市づくりの推進方策としてございます。まず前提としまして、目標、方針の明確化及びガイドラインの提示がでございます。このガイドラインとして、今回ご審議いただきます配慮の指針というものがあると考えております。

このような環境都市づくり調査会の報告をもとにしまして、また、ことし 4 月から当審議会におきまして、環境基本計画中間のまとめのご審議を踏まえまして、きょう、資料 1 として、配慮の指針の方向性をまとめさせていただいております。

資料 1 に戻らせていただきます。左上に、現在の都市の状況をまとめて記載してございます。

「都市の存立の確保と将来世代への持続可能性の継承」と書いてございます。われわれが経済、社会活動を行い、生活する都市の存立の前提となる地球環境という器そのものが、われわれ自身が積み重ねてきた都市活動によって存続が危ぶまれる状況になっているということでございます。

今後の持続可能な発展、あるいは将来世代へ良好な状態で環境を引き継いでいく、そのためには都市を構成するあらゆる主体が立ち上がるべきであるという認識をまず示しているところでございます。

三つ目になりますが、都市を構成する各主体、これが何をすべきかにつきましては、さまざまな分野、施策の中で、規制、しくみとして示されているということでございます。

しかし、何より重要なのは環境配慮の取り組み、これを特別な行動ではなくて、社会、経済を動かすルールとして、都市を形成するあらゆる場面、あらゆる主体、こういった行動の基本的枠組みとして盛り込んでいくということに記述してございます。

あらゆる場面、あらゆる主体における環境配慮あるいは環境対応の内在化といった考え方につきましては、右側に記述してございます。

一つはハードとしての都市づくりの場面、二つ目としまして、都市を動かすソフト的な場面、三つ目に、さまざまな場面に对应していく、あらゆる主体による環境配慮の内在化という三つの視点でまとめさせていただいております。

一つ目の、ハードとしての都市づくりの場面についての考え方でございますが、東京が環境負荷が低く、持続可能な都市となっていくためには、環境配慮が内在化された都市像

を皆で共有していくことが重要であると、最初のパラグラフで記述してございます。

その上で、都市開発あるいは都市基盤整備など、あらゆる都市づくりの場面において関与する主体の協力のもとで環境配慮の低減を進めていく必要があるとしておりまして、計画あるいは事業化の早い段階から環境対応をルール化していくことが不可欠だとまとめてございます。

2番の、都市を動かすソフト的な場面のところでございますが、産業、オフィス、物流、販売などさまざまな事業活動、あるいは地域活動とか建物利用、移動、消費、生活スタイルといった日常生活、われわれが行うあらゆる都市活動、あらゆる消費生活についても、1番で記載したハード面での取り組みに加えまして、都市の環境に影響を与えるとともに、魅力ある都市を創造する役割をソフト的な場面で担っているというところでございます。

2番のソフト的な場面の二つ目のパラグラフになりますが、事業活動について記述してございます。事業活動に起因する環境負荷につきましては、これまでもさまざまな規制などによりまして、例えば大気汚染物質の削減といった対策が進められてきたと記述してございます。

今後は、そういった規制基準の遵守、そういった手法はもとより、事業活動そのものによる環境に与える影響を認識して、より環境配慮の取り組みを進めていくことが求められるとしております。

「また」以降には日常生活における記述がしてございます。資源、エネルギーを大量に消費して、環境に対する大きな負荷を、日常生活においても、事業活動と同様に与えているところでございます。そして、一人一人の消費者としての行動が事業活動の方向そのものを誘導していることもありますので、事業活動からの環境負荷にも大きな影響を与えていくとしてございます。

さらに、資源を大量に消費するような物に溢れた生活、あるいは、どこにでも自動車を使用していくような生活が本当に快適で利便性が高いのか、真の快適性、利便性とは何か、この辺は中間のまとめの前半にも記述してございますが、そういったライフスタイルのあり方を含めて、新しい価値観をつくっていく必要があるとしております。

3番の、あらゆる主体による環境配慮の内在化のところにおきましては、各主体による環境配慮の内在化への考え方、それぞれの責任の認識と責務、それぞれが連携・協働していくことの重要性、さらに都としての役割について記述してございます。

以上を踏まえまして、左側に戻っていただきまして、上から二つ目でございますが、「社

会や経済を動かすルールへの環境配慮の内在化」のところでございます。ここでは、行政、市民、企業といった、社会や経済を動かす各主体が、それぞれの場面で、それぞれの責任を認識した上で、この責任を果たすために、社会や経済を動かす共同のルールづくりを行う。さらには、それによりまして、より高い水準の目標について、それぞれが設定し、その目標を達成していくことが必要であるとしております。今回の環境基本計画におきましては、このための共通的、あるいは基本的な事項を、環境の保全に関する配慮の指針として示すということでまとめてございます。

2 ページ目をご覧いただきたいと思います。実際に環境基本計画になったときに盛り込みます、いわゆる考え方、あるいは内容構成という言い方もできるかと思いますが、内容構成についてまとめております。

まず、環境基本計画での配慮の指針の基本的考え方、基本方針でございますが、1 の環境配慮の原則のところでございます。

実行しないことで影響を回避、次の段階では、縮小や適切な対策を講じることによる低減、影響を受けた環境そのものの修復、損なわれた環境の価値について代替提供することによる代償、新たにより豊かな環境の創造などプラス効果の創出、そういった環境配慮の原則をここにまとめてございます。

環境配慮の進め方としましては、2 番のところですが、法令、環境負荷低減のための要綱、指針等の遵守、二つ目では、周辺地域の環境資源、土地利用状況の把握、三つ目では、周辺の土地利用との整合、あるいは環境への影響を極力小さくするような事業規模、形状、構造等の配慮、四つ目では、すでに決まったような既定の事業計画であっても、環境保全の視点から必要に応じて見直しを行う、さらに適切な情報の提供、最後のところでは、請負事業者等に対しましても環境配慮の徹底を要請するという進め方を記述してございます。

次が配慮の指針の構成になります。実際に環境基本計画になったときに、こういった構成で記述をしていきたいと考えております。

都市づくりにかかわりますさまざまな場面ごとに、CO<sub>2</sub> の削減とか、ヒートアイランド現象の緩和、大気環境、自然環境への配慮、そういった分野ごとの配慮事項を総合的に提示する構成としたいと考えてございます。

1 番のハードとしての都市づくりの場面でございますが、そこでは、地域や土地利用から見た都市づくりへの配慮ということで、例えば都心部、多摩地域、島しょ地域、それぞれの地域ごと、あるいは土地利用という観点からは住宅や商業あるいは業務系など、そ

った構成ごとに検討したいと考えてございます。

二つ目に事業別配慮ということで記述してございます。都市開発事業または交通施設整備、河川整備といった各種公共事業、そういった都市づくりにかかわる事業ごとの特性を踏まえまして、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項を記述してまいりたいと考えております。

2番の都市を動かすソフト的な場面のところでございますが、一つは事業活動における配慮ということで、建物の運用対策あるいは車の使い方、そういった事業活動における環境配慮のあり方、また、日常生活における配慮ということで、省エネとかリサイクル、環境行動の実践といった、日々の日常生活における環境配慮、さらには、最後のところで、さまざまな分野の施策展開におけます配慮事項を提示してまいりたいと考えてございます。

右側上になりますが、今申し上げましたハード、ソフト的な場面、それぞれの場面におきます具体的な配慮事項としましては、「(共通)」として案を示してございますが、人類、生物の生存基盤の確保、健康で安全な生活環境の確保、3番としまして、より快適で質の高い都市環境の創出、こういった大きな三つのくくりの中で、エネルギー、自動車交通、資源循環あるいは大気汚染、水循環、ヒートアイランド、景観等、そういった要素を持ちまして、それぞれの配慮事項をつきまして、指針の中で具体的にお示しをしていきたいと考えてございます。

最後のところでございますが、環境に配慮するルールの確立及び運用ということでまとめてございます。

いままで述べてきましたように、今回ご審議いただきます環境配慮の指針でございますが、都市づくりにかかわるさまざまな主体、これがそれぞれの責任を認識し、気づきをしていただき、そこで示された基本的な環境配慮事項を、いわゆる「見える化」をもとにして、効果的取り組みをそれぞれがしていただく。そのための基本的、総括的な指針としての位置づけでございます。

重要なこととしましては、各主体が配慮の指針を、さまざまな事業計画あるいは実施計画の中に、環境目的、環境目標を各主体が組み入れることを前提としまして、それによつて一層の環境配慮が今後進んでいくとしております。

最後に四つほど記述してございますが、都市づくりにおける環境配慮の強化におきましては、アセス制度、東京都建築物環境計画書制度、これは現在、1万平米以上の新築建築物について環境配慮を求める制度でございますが、その他、都市開発におけるさまざまな制

度、そういったところで環境配慮のルールを確立していただいて、運用していただきたいと考えてございます。

また、事業活動における環境配慮の強化、日常生活その他、都施策におきます環境配慮の強化ということで、ここに記述してございますのはあくまで例示でございまして、さまざまな活動におきましてすべての主体が取り組んでいただいて、環境配慮の指針を、実践すべき社会ルールとして入れ込んでいただきたいと考えてございます。

以上で、配慮の指針の基本的な考え方についての説明を終わります。本日も審議いただきました内容を踏まえまして、基本計画の最終のまとめに、配慮の指針の基本的な考え方、あり方を記述してまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

福川部会長 きょうのテーマを説明していただきました。前回の基本計画の第 4 部に相当する部分についてどういうふうにしたらよいかという基本的な、あるいは建設的な、あるいは魅力的なご意見をいただきたい。

前の基本計画の作成にも参加させていただきましたが、基本計画は 3 部までで、非常に大事なポイントが出てまいりまして、4 部はそれを整理したような形になるわけです。必ずしも基本計画の主役に見えないんですが、本来は最も重要になるべき部分でして、環境基本条例の第 9 条にありますように、目標、施策の方向、最後に配慮の指針という形で本来はまとめられるわけですね。基本条例の第 10 条は、都の環境に影響のあるいろいろな仕事は、この基本計画に基づいて行うんだと定められておりますから、9 条の 3 は非常に重要な、環境面における東京都の該年度の憲法のような役割を果たしているはずですから、ここはきわめて重要な文章になるということです。

きわめて重要な文章になるようにするにはどうしたらいいか、そういう役割を担うにはどうしたらいいかということ、きょうは自由な立場で、事務局から示されたからどうのこうのということではなくてご議論をいただきたい。そういう観点に立ってまとめていただきたいと思います。

何もないところから出発するわけではなくて、76 ページから始まる中間まとめの 4 がベースになります。4 はだいぶ議論したような気もするし、ちゃんとまとまらなかったような気もするし、中途半端に終わっているわけですが、別な言い方をすると、76 ページからの第 4 部を完成する役割でもあるということです。

今説明していただいたものの 2 枚目の、考え方というところは比較的、前回の基本計画のようなことになるんですかね。前回は地形別あり、地域別ありということで、表が載っ



ていますが、こんな形にならざるを得ないのかもしれませんが、前段にちゃんとした、全体の方向を示す文章が入る必要があるかもしれないし、その辺を含めていろいろご意見をいただきたいと思います。ご質問も含めて、どんどんご意見をお出しいただければと思います。

末吉委員 配慮というのはどういう意味でしょうか。書いてある中身はすごいことが書いてあるのに、配慮の指針というと、わかったようでわからないですね。中身の文章で非常にいいことを言いながら、まとめて表現するときに、フツと抜けているような気がしますし、配慮とか強化という言葉できますと漸進的な意味合いが強いんですが、今やっていることがすべて必要なことをやっていて、それをさらに強化していけば問題が解決できるんだという思想でこういうのができているのか、今やっているだけじゃ足りないんだ、今全く目をつけていない、あるいは考えていないことに踏み込んで、それをやっていくことが目的を達するんだということであれば、新しくやることと、今やっていることより強化、効率的にやるということとがもう少し明確になるようなこととか、まとめの仕方なのかもしれませんし、表現の仕方なのかもしれませんが、そんなことも考えて、言っている中身の視点が表に出る姿が何となく歯がゆい感じがするんです。

福川部会長 配慮の指針の意味ということですが。

小沼副参事 適切なお答えになるかどうかわかりませんが、行政とか事業者とか都民、そういったあらゆる主体が活動を行うわけですが、それは事業活動であり、日常生活の活動であり、さまざまな活動があるわけですが、そういったことに対しまして、環境の保全、環境の確保を目的とした、やるべき行為、行動と考えております。

福川部会長 配慮の主語は各主体なんですね。環境問題ですから、あらゆる主体、あらゆる組織がこのことを目指して、それぞれ自律的に考えなきゃいけない。考えるだけではなくて、場合によっては、方針を立て、目標を立て、計画を立てるということがあるはずですね。特に組織の場合は。個人の場合はそこまでしないかもしれない。

その場合、自分の行動、各組織、主体の計画や行動を考えるに当たって、まず第 1 に、ここに書かれたことに配慮してほしい。そういう意味の配慮だと思いますが、配慮の指針はそういう意味だと思いますが、条例にそう書いてあることではないんですが、中身をどう書くかということは、漸進的な積み重ねでいいのか、あるいは配慮の指針の中で、一つの大きなジャンプが必要だということをきちんと訴えていくのか、それは中身の書き方ではないかという気がいたしますが、資料 1 の書き方が少し歯がゆいというご意見だっ

たと思います。

原沢委員 配慮の指針が、これまでいろんな環境基本計画があるんですが、弱いと思うんです。今のご説明でも、自主行動計画のためのガイドラインみたいなところがあって、もう少し強いメッセージを発していかないと、配慮の指針がうまく使われないんじゃないか。

前の基本計画も、1部から3部のおまけ的に4部が出ている。ほかの県の基本計画を見ても同じなんですね。本当のガイドラインにするためには、もう少し強いメッセージというか、環境に配慮するルールの確立、ルールをもう少し強くして、単に方向性を示すだけではなくて、やる、やらないの白黒を決めるみたいな形の、規制とまでは言わないまでも、かなり重きを置いたしくみにしていく必要があるんじゃないか。

そういう意味では、「気づき」と「見える化」というキーワードがあって、非常に重要だと思いますが、中身が全部わからないので、こういったところに、行政の面から、配慮指針を使うようなしくみを、後押しするようなしくみを入れていかないと、ガイドラインあるいは指針が指針のままで5年、6年たってしまうという気がしているものですから、配慮がどんな意味かという話と、配慮指針の使い方みたいなところも重要になってきているんじゃないかと思います。

そういう意味で、「気づき」と「見える化」みたいな話をキーにして、規制とまではいかないんですが、各主体の行動にインセンティブを与えるようなしくみも伴わないと、いい指針を使っても使われないんじゃないかと思います。

福川部会長 具体的な規制ということになると、条例で、やれる部分はやっているわけですが、基本計画で描いている部分のほんの一部にすぎないわけです。ですから、総合的な意味で、ここの指針は、それらを包括する意味で重要になってくるということでありますから、条例という、規制とか確定したルールという形では書けないけれども、この指針の中の書き方を工夫する必要があるということだと思います。

ご意見どんどんお出しください。

藤井委員 事務局からご説明があったように、各経済主体、個人を含めて、それぞれの活動に、環境への影響を組み込むということだと思います。経済活動にも組み込む、日常生活においても組み込む。環境についての配慮という意味は、そういうことだと私は理解しています。それ自体は、配慮という言葉が適切かどうかは別ですが、やや弱い感じが、印象的にはします。言葉の意味としてですね。ただ、環境配慮という言葉は欧米でも使い

ます。ちょっと抜けていると思うのは、あらゆる活動に、CO2 だけじゃなくて、環境を意識したものにしましょうということはいいいのですが、基本的な考え方の中に、環境配慮の原則として五つ挙げておられますが、これらはむしろ行為、行動ですよ。基本指針という場合は、環境に配慮するための「予防の原則」を入れましょうとか、予防的な姿勢でやりましょうとか、防止のため防止原則を入れましょうといったもののほうがふさわしいのではないのでしょうか。配慮は、環境に意識を持っている人にとっては、まさに予防的な行動につながるのしょうけれども、そうでない人にとっては、配慮をしまっただけで終わってしまいかねない。その部分の軸がないと、同じ配慮という言葉を使っても、さまざま解釈になってしまって、その結果として、回避だ、低減だ、修復だというところが、見方によっては全然十分じゃないものになりかねない。

ですから、ここの間をつなぐ基本指針みたいなものを、予防原則であったり、防止原則であったり、対策をとるならば、発生源に近いところでやるとか、補完性原則であったり、均衡原則であったり、そういう原則はすでに環境分野においても分類されているわけですから、そういうものに基づいて枠組みを作っていくという流れにしたほうがいいのではないかと気がいたします。

福川部会長 指針のあり方をめぐって議論が続いていますが、ご意見をお出してください。

窪田委員 予防といった根底的な考え方を書くべきだというご意見に賛成ですが、そういうことと並んで、総量の規制というか、マネジメントという考え方も書き込んでおくべきじゃないかと考えます。

2枚目の右側で、いろいろな配慮事項が出てきているんですが、個別に新しく開発事業をしていくときに、それぞれの各主体の方がこうしたことに配慮すべきというのは当然なんですが、個別にどんどん開発事業が起こっていったって、各主体はそれぞれやっているんだけど、総体で見たときには東京都の環境は非常に悪化しているという事態は当然考えられるわけで、今回、新しく追加していくべきことは何なのか、明確にしておくべきだという話がありましたが、今回は、いままでとそこの部分で大きく舵取りの方向を変えるんだという姿勢を明確にしておいたほうがいいのではないかと考えています。

そのことは、中間のまとめの中でもすでに書かれていて、20ページの3番「都市づくりの中でのCO2削減」というのが出てきますが、「単位面積当たりの省エネ性能の向上だけにとどまらず、最大限のCO2削減が行われるしくみを構築する」というのは、単位面積だけではよくなっていくかもしれないけれども、全体としてはどうなのかというあたりに疑

問を投げかけようということだったと思いますが、そのことが、中間のまとめを過ぎたあたりから見えづらくなっていて、配慮の指針については、そういった考え方を示していただけたらと思います。

福川部会長 どんどんご意見をお出してください。

下村委員 いままでの議論の流れと違うのかもかもしれませんし、この取り扱いの問題にもかかわることを考えると少しずれるのかもしれないんですが、書かれているトーンそのものにいささか違和感を感じました。

それが何かというと、基本的に、都市という言葉がたくさん出てきて、都市づくりという言葉で、かつ、環境負荷への低減ということをベースに、そういうトーンで基本的に書かれているように見受けられるんですが、資料 1 の 1 ページ目の表現はそれに近いと思いますが、農学とか自然環境の分野から言うと、環境の課題が、いわゆる市街地を中心としたところと、その後背地とでだいぶ違っていると思います。

市街地においては、環境負荷への低減ということのルールづくりをすべきだと思いますが、後背地に関しては自然再生というか、国家戦略も出てきますが、生物多様性の確保というようなことが課題になると思うんですね。そのトーンが全体的に希薄なのかなと思います。

それが東京都という自治体の特殊性なのか、配慮の指針というところで、環境負荷への問題は、かなり厳しいルールづくりのところまで進んでいるんですが、自然再生はまだまだ、具体的な施策展開のイメージが作りにくいところがあって、そういう温度差で出て来ないのか、そのあたりがなぜ出て来ないのかなというのも気になるところですが、いずれにしても、自然再生とか生物多様性という言葉はもうちょっと出てきてもいいのかなと僕は理解するんですが。

ハードづくりのところも都市域の話だけですよね。都市域というか、市街地域の話だけなので、後背地も含めて、総量規制の話もありましたが、空間的には、全体での循環とかバランスを考えて環境づくりがされるべきだと思います。

経済的な話でいえば、カーボンオフセットも代償の側面もあるわけで、そういうことも含めて、後背地のことがもう少し入ってきてほしいと思います。

福川部会長 資料 1 の右の枠の中は、論点の提示ないしは整理ということでお示しになったのか、その後ろに続くであろういろいろな項目別の、課題別の指針の、一種の前文の下書きとしてお示しになったのか、その辺は、事務局のおつもりというのはどんなことだ

ったんでしょうか。

小沼副参事 1枚目のハードとかソフトのところですが、環境基本計画の第4部、前回の基本計画の第4が実際の配慮の指針でございますが、今回は基本計画のあり方を議論していただく上で、いわゆる基本理念として、さまざまな場面、さまざまな主体という切り口で書いたというところでございます。

福川部会長 個別の項目別の配慮の指針に入る前に、基本的な指針があるべきではないか。

原沢委員 実際使えるガイドラインという意味で、もう少し記述とか思い込みを強くしないと。

福川部会長 たぶんそういうことにも当たるんじゃないかと思いますが。

市川委員 下村委員のお話の内容にも通じてくるんですが、全体の理念、方向性としては私も納得をして読みますが、気になるのは、事業活動とか消費活動が、環境に対してはネガティブであるというかなり強いメッセージが伝わってくる気がするんですね。

全体の方向性として、理念としては理解をするんですが、あまりにそういう面が出てしまうと、何のために事業活動をするの、何のために私たちは暮らしているのかというところが見えなくなってしまうというか、そこは非常に大切な基本的なところなので、何のために私たちが存在しているのか、その辺までいっちゃうかなとも思いますが、幸福を求めてさまざまな活動をして私たちは日々暮らしているというあたりの視点がどこかに欲しいと思いました。

福川部会長 われわれはというのでは足りないんですね。少し違和感がある。1行しか書いてないから。

大塚委員 基本理念がないというのはあると思いますが、ここは環境配慮の指針なので、それが直接出てくるところではないのかもしれませんが、環境基本計画の最初とか、環境基本条例の前文に入れるかという話が前にもあったかと思いますが、その辺ぜひご議論いただければと思っております。

環境配慮という言葉は、国の環境基本法の19条にも国の環境配慮義務があるし、予防原則の、もとのドイツの考え方だと、事前配慮原則の配慮と同じ配慮だと思いますので、事前配慮と言っていたほうがもっとわかりやすいのかもしれませんが、そういうものとして受け取るとすると、それなりに重要なものだろうという感じがしております。

内容の話ですが、2ページの右上に出ていることですが、基本計画では温暖化というのが

出ているんですが、これはエネルギーになっているので、何かご趣旨があるのかとは思いますが、項目には温室効果ガスと出ていますが、温暖化というのは残したほうがいいんじゃないかというのは私の意見として申し上げておきます。

廃棄物が出ているんですが、循環というのが出て来ないんですよね。資源循環だったらいいのかな。あまり大きくは出ていないので、生存基盤の確保の中の一部としてしか扱われていないんですが、位置づけが小さすぎないかという感じがしているので、ご議論いただければ、後で議論に参加したいと思います。

福川部会長 具体的な項目のお話も出てまいりましたが。

末吉委員 大事だと思うから、最初の話に戻りたいんですが、環境配慮とか環境対応が内在化された都市づくりと言った場合に、内在化が部分的にでも一部でも、きのうよりもきょう、きょうよりもあした、より内在化が進めばそれで済む話なのか、絶対的に内在化をして、環境が許さないものはできないんだということを本当の目標にするのか。理念とか原則論でも非常に違うと思います。

例えば 2 ページ目の右上を見ますと、人類、生物の生存基盤の確保となったら、生存基盤が壊されるようなものは許さないんだと普通には読みますよね。あるいは、安全な生活環境の確保ができないような都市のあり方とか都市づくりは許されないんだという大前提になっているはずだと思うんです。

としたら、漸進主義でやって、ザ・モア、ザ・ベターでいくのか、こういうことはだめなんだ、生存基盤が壊されるようなことはもうしないんだというようなことをちゃんとうたうのかどうかですよね。

これは僕の個人的な見方ですが、世界は今、そっちの方向でものを考え始めていると思います。きのうよりきょう、いいことをすればそれで済まされるというだけではたぶん済まないんだと思います。だから、いろいろな規制が出てきたり、非常に負荷がかかってくるということですから、その辺のところをどう考えるのかですよね。

中に書いてある文章を見ますと、そっちを目指しているというふうに私には読めるわけです。としたら、もっとそういうことをはっきりと打ち出すべきじゃないでしょうか。そのところが今回非常に重要じゃないか感じております。

福川部会長 今の末吉委員のご意見に関して、ほかの方。

原田委員 基本的に同じですね。交通のところだと、エネルギーが拡大して、CO<sub>2</sub> や NO<sub>x</sub> その他に悪いとなったときに、や NO<sub>x</sub> や CO<sub>2</sub>、あるいはエネルギーの計画で定めたもの

に悪い影響を求めるものについては認めないというものは、90年代の当初あたりから国レベルで入ったり、いろいろな都市レベルで入ったり、そういうものは実際に動いているんですね。

人類・生物の生存基盤、環境の器が壊れそうだというのは、中間の取りまとめのときの、前のほうのページで書いてあることですね。そういう形で整理していくならば、今のような形に書きぶりもなるだろう。

基本条例の中で、配慮の指針というのがあるけど、どこかに、これが配慮の指針に当たるものですよというのは残さなければいけないのかもしれないけど、きょうの資料でも、1ページ目の括弧の中に矢印で、左から右へ、違うものにしたいと書いてあると僕は思ったんですけどね。社会ルールとしての性格を持つと。社会ルールとして定着させるには非常に難しいと思うけど、そういうふうにはやらなきゃいけない、制度も変えなきゃいけないということを、ここでできる限り出して、それを書くような形で、環境基本計画だから、その立場からはそういうまとめ方をするのかなと見たんですが、びっくりしたのは、基本指針のところの、環境配慮の基本的考え方が前と変わってないですね。

一部大きな方向転換をして、違う形で大きなものを出そうとしている部分と、最後までしても、配慮した人が見たときに、メニューとしてそろっていて、こうしたらいい、ああしたほうがいいというのが見えるようなものにしようというのと、そこがまだ整理されていない気がするんです。

もっと大きく方向転換したつもりで、東京都がいじれる制度のものについて、総量の話もありましたが、こういうものを積極的に入れてくるんだ、3年ぐらいではこういうことを入れ、長期的にはこんなものを入れるんだというのがあって、その上で、やはり転換が必要なので、皆さんのライフスタイルも変えてほしいということで幾つか並んでいるというイメージはあるんですけど。

福川部会長 2枚目の基本的考え方が、前回とほとんど同じことが書いてあるというのは、真義は変わらない、真義は一つかもしれないんですが、新しい展開を示す上では少し工夫をしたり、ジャンプが必要な感じがしますね。

ほかにご意見をお出してください。

窪田委員 原田先生がおっしゃったご意見に大賛成で、具体的な話まで詰めていけば、今の省エネ法でとどまっているものとか、都市計画系でいえば総合設計制度も、1万平米以上は東京都の許可権限になっていると思いますが、すでにやられている建築物系の更新の

ときに、景観でも、おそらく60メートル以上は、東京都の方が色彩もチェックする方向だと思いますが、ほかのところ、すでに東京都がお持ちの制度に、どうやってこれをまた引っかけていくかというか、連携していくかというあたりまでも踏み込んで書いていただくと、さすがは東京都というか、今のままだと、ほかの自治体とそれほど変わらないというか、そこら辺を先進的にやっていただけたらと思います。

福川部会長 事務局のほうで何かありますか。

小沼副参事 たくさん意見をいただいて、最終まとめに向けて、その辺を反映していこうと思っておりますが、冒頭、福川先生からも、環境基本条例での環境基本計画の規定をご紹介していただきましたが、環境基本計画の前回の後ろのほうに、149ページに環境基本条例の抜粋版がありまして、10条のところ、環境基本計画そのものが、さまざまなほかの都の施策策定とか、施策の実施に当たって、この環境基本計画の整合を図っていくんだということが書いてあるわけですが、それが、環境配慮の指針になってくると、ちょっとボヤッとしたガイドライン的な、われわれ、環境配慮の指針を実際を使って、各局さんの事業に調整させていく段階では、基本理念のところを含めまして、そういった思いは確かにあるところではございます。

福川部会長 都だけじゃないんですね。配慮の指針が訴えたい主体は、民間の企業、個人も含まれるということだと思いますが、あまり細々と書いてあると、かえって使えないんじゃないかという気もいたしますが、大きな筋書きは前のほうにもあるのかもしれないけど、第4章ということで、3章までと重なりつつも、指針を明快に描ききることが必要じゃないかと思いますが、さらに議論を続けて、いいものにしたいと思いますので、ご意見をたくさんください。

下村委員 繰り返しになりますが、末吉委員から、生存基盤を危うくさせるような行動はしないというのをはっきり出しましょうと。いろんな事業主体あるいは活動主体に向けて、こういうふうに配慮してくださいという指針を見せるわけなので、わかりやすいほうがいいわけですね。だから、末吉先生おっしゃるように、やらないのはもうやめましょうということをしつかり出すということだと思いますが、それと同時に、私が言ったのは、やめようということと、またつくり、再生しようという面とあるわけですね。課題がエリアによって違うので、ここではやめよう、ここでは、多様な生態系を確保するような意味合いで、いろいろな自然環境を多様に再生していきましょうとか、いろんな人が動こうとするときに明確な目標像が、こういう場所でこういう活動をしようとするときに、何



をすればいいんだという目標像がはっきりしたほうがいいと思うのは事実です。配慮指針なので、そういうことがメニュー的に並ぶよりも、方向性がはっきり出ることが重要だと思います。

これまで、環境問題は規制関係が重視されてきて、それはかなり進展をしてきて、何をやめなきゃいけないのか、どういうふうになればいいか、危機的な状況も事実ですので、それがはっきりしてきているんですが、一方で、生物の多様性という観点からいえば、新しく再生しようとか、修復しようという方針もかなり明確に出てきているわけですね。その線もしっかり出していただけるとありがたいと思います。

福川部会長 末吉委員、もう少し具体的に、今のご提言を報告書にするとしたら、少しアイデアがありますか。

末吉委員 ここに書いてあるのは、こういうことをしましょうですから、ノーと言うことがあるんだということを明確に出したほうがいいと思います。

これまでの条文を見ると、その条文を拡大解釈すれば全部できるかもしれないですよ。わざわざ文言を変えなくたって、その中身を進化して、やることをどんどんやっていけば、条文なんか変えなくてもいいかもしれません。今回、見直ししなくてもいいんだというようなことが書いてありますよね。地球温暖化防止に取り組むんだと。一生懸命それをやればいいじゃないですかという話ですよ。

ところが、今回わざわざこういうことをするのであれば、いままでの表現では言い足りなかったこと、言えなかったこと、言わなかったことをもっと明快に今回出すことが非常に重要じゃないかと思います。

下村委員のおっしゃったことで申し上げますと、これはメディエーションの話ばかりですよ。これ以上悪くさせないために、こういうことをやっていきましょう、軽減しましょうということですが、一方で、これから起きてしまういろいろな被害に対して、都市防備をどうしていくのか、アダプテーションの世界が、ここにあまり見えないんですよ。ここが適切かどうかもありますが、悪くなることをどんどん抑えていきましょう、スローダウンしていきましょうというのと同時に、再生のほう、つくりかえていくことも同時に、どうしても出てくる、生活の安全な環境ということからすると、ものすごい豪雨が来たときにどうやって都市住民を守るんだということにも新しい考え方が出てくる必要がある。そこにお金が必要と思うんです。インフラの見直し、つくり直しは、ものすごい金が出てくる話だと思うんです。

そういうようなことも、この中でどうするんだ、健康で安全な生活環境の確保ということと、絶対的に悪くなってきて被害が出てくることに対してどう対応しようとするのかということも重要じゃないでしょうか。

飯田委員 ここに 2 枚もののペーパーがあって、最初の総論みたいな抽象論のところは前回の基本計画ですね。前回の基本計画を見ていくと、どんどん細目に落ちていって、環境局がそれぞれの部局と交渉されて、障害が生じた場合には対策を講じるとか、何々に努めるという形に落ちていって、ここまで落ちてくると、一行一行、一言一句、各局が調整されたと思います。

こういうガイドラインに落ちてくると、彼らの部局にとっては痛くもかゆくもない、毒にも薬にもならないものになっていて、大塚さんが言われたような、本質的な配慮じゃなくて、日本語で言う配慮に落ちてしまっているんですね。各論まで来ると。

ここで議論しないといけないのは、抽象論で、とりあえずここで OK を出して、各論で部局で交渉した結果、本質的配慮が形式的配慮に落ちてしまう。これは日本の予算折衝と一緒に、ミクロなところでみんながんばって、結果として膨大な予算のルーズなものが落ちてしまうという部分をどういうふうに食いとめるしくみをここで織り込めるのか、結構難しいなと思っていたんです。

もう一つ見えなかったのが、環境アセスが、この中で食いとめるしくみとしてどう機能するのが、もう一つ別のファクターとしてあるのかなと。

そういう意味で、バックカスティングというか、ある程度、こういう方向にあるという合意をつくって、その中で、ミクロに落としても、ここはだめだ、容積率とか都市利用というところが明らかにバツだという境界領域を明示化できるものがどこまで、膨大な分野、都庁全部の領域にわたって考えなきゃいけないので大変な作業ではあるんですが、そういうものと、そのプロセスをどういうふうに、プロセスを内在化するということですね。ゴールに向かって部局が個別に成長してしまうような、骨抜きにするんじゃない、ガシッとした境界を設けるプロセスをどういうふうに内在化できるのか。ここは答えがなくて、私もなかなか発言できなかつたんですが、問題の構図はそういうことではないかということまでわかったということです。

大塚委員 その辺は大変なところで、皆さんがおっしゃったように、環境配慮の指針で、文言がちょっと変わっても何か実際に変わるかということ、ちょっとあやしいところがあるので、私も議論に、本質的なところで参加しにくいなと思って聞いていたところもあるん

ですが、このプロセスをどうするかというのはなかなか大変ですよ。条例のほうでも変えていただかないといけないことがあると思うし、そのプロセスとしては、ほかの市でやっているような話だと、東京都もたぶんおやりになっているんじゃないかと思うんですが、各課、各部の部長さん、課長さんが集まる、環境配慮のための会議を定期的を開いていただいて、環境基本計画のことを考えながら決めていただくとか、行政部内でも、課の間の連携をきっちりとするようなしくみをつくっていただくことが一つの方法だと思います。

それを今思いつきましたが、飯田さんがおっしゃるようなことは確かにあって、環境配慮の指針と書いていただいても、ここでご議論いただいていることがそのまま実現できるのはなかなか難しいことが本当はあるだろうと思います。

環境基本法の19条の環境配慮、国の義務としてあるんですが、あれもどのくらい実態的なものかについてはかなり議論があって、私がぎりぎり法律家として主張できるのか、何も配慮しなかったら違法だということは言えるんですが、何も配慮しないということは証明しづらいものですから、何かの配慮をしたという話をされてしまう可能性があって、法律との関係では難しいところがあるので、これをそのまま進めていけるかというのは大変なことは確かに大変です。そういうしくみをつくっていくことについての提案をするのが一つの方法ではないかと思います。

ゼロオプションみたいな話ですよ。これは一応回避の中に入っているだろうと思いますが、アダプテーションの話が入っているかというのは、それはどうかなという気はしますし、再生というのは、環境配慮の原則に入るのかどうか分かりませんが、入れていただくというのも、先ほどの下村先生の話はそういうことなのかなと思ってお伺いしていましたが、再生、修復に入っていくというつもりでお書きになっているんでしょうけど、その辺の整理をもう少ししていただくとよろしいのかなと思いました。

環境配慮の原則で、かなりの部分はアセスと関係する話でもあるわけですよ。ゼロオプションがあるので、回避という言葉の中に入っていると思いますが、もう少しそれを明示していただくといいというのが、委員の先生方がおっしゃっていたことの趣旨かなという気がいたしました。

原田委員 10条を引用されて、ご説明されて、一応書いてありますけどという感じの言葉がありました、「環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする」、これをそのまま素直に読めば、本当に小さいことだとしても、すべてのものが環境基本計画と整合しなきゃいけないと、それは個々

にどうだということもあるけれども、例えば交通のある指針があれば、トータルとしての影響が環境基本計画と一致していなければいけないと読めなくはないんですが、現実はそのぐらいのレベルで考えればいいのか、実際はどうか、教えておいてもらいたい。

小沼副参事 大変答えづらい質問をいただきまして、ここに書いてあるとおり、理念的にはそのとおりでございまして、それに加えて、私どもの環境局が環境行政を推進していく上では、各局さんがさまざまな事業計画を策定したり、施策のプロジェクトを立ち上げるときに、環境局も一緒になって、事業の検討とか、中身の検討はさせていただいています。

ただ、それはすべての分野、すべての計画、すべての事業において行うかという、強弱は確かにあるとは思っていますが、各局さんと一緒になって、計画策定、事業策定には関与させていただいているということでございます。

長谷川部長 今の原田先生のお話に関係するかとありますと、強弱みたいなところはどうしてもありまして、しかも、前向きな部分に関して、先ほど大塚先生からお話があったような、どういうプロセスを組み込むかというのがあって、それはいろいろと試行錯誤しております。

例えば今回のカーボンの25%という目標も、昨年12月に「10年後の東京」という中で、それを、いわばトップダウン的な形で打ち出しをしまして、そのもとで、従来にない副知事を、横断的な形で、副知事をトップとして、各局が同じ目標のもとで行うという会議を設けることで、いままでと違う施策、レベルの違う施策を総合的に打ち出していくということをやりはじめたりしております。これは東京都だけに対する指針ではないとは言いながらも、東京都はそのあり方を問われると思っておりますが、そういう形で、そのものの重要性に応じていろいろなやり方を進めていきたいと思っております。

福川部会長 東京都だけを対象にしたものではないけれども、例えば都市計画なら都市計画のマスタープランとか、そういったような形で、都の政策が、個々のディベロッパーや都民の行動を規定していくわけですから、都がかなり重要ですね。都の政策が、この指針と整合性を持っているということはきわめて重要なポイントになると思います。

原田委員 人類・生物の生存基盤が危ないということで、いろいろな研究も積み重なって、かなりの確度でそうだろうという形で、環境の計画を考えるというか、そういう点からの都市づくりなり、かなりそれを前面に置いて、前提条件として考え方をえざるを得ないと僕も認識してきています。皆さんもそう思っているんじゃないか。そうすると、発

想のレベルが全然違うところから出てきていいと思うんです。

そうすると、10条があるんだから、10条の使い方としては、もっと積極的にやるという方向がないのか。

堀委員 私の所属している機関も規制を受けるほうなので、反対の立場から発言させていただきたいと思います。

環境に悪いことはやらないというのはよくわかるんですが、これを実際に実行する産業界の立場を考えると、必ずしもやらなければいいんだということではいかないと思います。

きょうのお話は理念としては非常にいいと思いますが、実行可能な施策に落とし込まないと、それいけドンドンで出していくと、産業界からなかなか受け入れられないんじゃないかと思います。全くできないことを押しつけるのは、費用対効果ということからしても難しいと思いますので、実現可能な施策に落とし込むための方策を議論していただければと思います。

末吉委員 おっしゃっていることは全くそうだと思いますが、従来考えではできない。でも、新しいルールとか、新しい考え方をもち込むと実現可能になる。難しいルールを実現するにはどういう考え方をもち込まなければいけないのかというのが重要ですよ。それで何をすることが議論されるべきじゃないかと思います。

社会の三つのアクターが、それぞれの責任を感じて、自分の責任をちゃんと果たすんだというのが今回の大きな理念に入っていると思いますが、としたら、産業界とかビジネスだけが一人で負担を背負ってやりなさいという話じゃないと思うんです。

パブリックセクターも、消費者も、国民もそれぞれ、自分のところから一歩も二歩も出て、新しい負担をみんなでやっていこうじゃないか、そうでないと、全体の基盤が壊れますよという話ですから、全く同じ船に乗っていると思うんですよ。そういう議論をしていく、そういうほうに誘導していくような新しい条例にならないとだめだと思うんです。

言葉でいえば、都の責務の4条を読むと、すべてができますよ、一言一句変えなくたって。「実施する責務を有する」と書いてあって、1からずっと書いてあるじゃないですか。でも、これではなかなか実際に進んでこなかった。あるいは、この条文を解釈する従来の考え方では対応できない状況に陥ったからどうしようかというのが、今回の問題提起じゃないでしょうか。

としたら、今ある条文だけでは解釈できない新しい考え方をどうやって組み込んでいくのかということのをちゃんと打ち出していないと、今回の作業の意味がないし、もっと言

えば、世界の中で競争していくわけでしょう、東京都だって。ニューヨークとも競争するし、パリともロンドンとも、近くでいえば香港だってソウルだって、どことも競争しますよ。国際経済の中で東京の地位をどう確保するかというのは東京都にも大変重要ですが、日本全体にとっても非常に重要だと思うんです。

とすると、東京都の競争力を世界の中でどう確保していくのかということを考えると、世界が考えている方向観で物を大きく打ち出していないと東京が沈没すると思いますよ。それはわれわれにとっても非常に不幸なことです。ビジネスにとっても非常に不幸なことです。

ということを考えていくと、世界が共通に思っている方向観をもっとみんなで一緒に取り入れて、それを明確に出していく作業をしないと本当にみんなが困ると思いますよ。

飯田委員 前回のと見比べると、あまりにミクロな話に落ちすぎてしまっていて、抽象論から先に、前回の基本計画で、分類がどうなるのかが気にはなったんですが、交通系施設整備、飛行場の設置変更で、117ページ、「空港の整備、飛行ルートの設定に当たっては、周辺地域の騒音等に十分配慮する」、それ以外、飛行機に関しては出て来ないですよ。空港を、仮に整理することになって、それしか配慮しなくて果たしてサステナビリティなのかという感じで、構造そのものが穴が抜けてしまうというか、まずこれをつくって分野に分けて、分野ごとに縦軸でマトリックスをやったけれども、肝心の穴がものすごく抜けているような構図になっているような気がします。

前回の項目立てには全く入っていないんですが、東京に限らないんですが、日本のまちがものすごく魅力を失っているのは、歴史的な景観をぶち壊して、安っぽい建物にどんどん変わってしまうような、そういうようなことも大項目に入っていなかったりしますし、そういうところからして構造を大きく変えていかないといけないのかなというのが一つです。

戦略的環境アセスが、本当はここを分担すべきだと思うので、そちらのもっと積極的な組み立てというか、そちらのほうにどれだけ担わせるかというような構造に大きく変えないと、戦略的環境アセスで必ず代替案を用意することと、2050年、CO2半減都市、2025年、CO2削減に、この事業はどう貢献するのかの説明責任をちゃんと持たせるとか、事業開発者側に説明責任を持たせることが必要かなと。

環境という言葉が抽象語なので、ここで環境というと、たぶん皆さん、サステナビリティというのが共通語概念として大体共通だと思いますが、読んでいくと、事業系の人た

ちの環境は、ちょっと音が小さくなるとか、ちょっとごみが少なくなるというような、古い昔の環境という概念が9割以上占めているんですよ。

環境という言葉に囲まれているけれども、実は違った概念が、この中を通じて語られているので、そういうものをもう一回バックチェックしないといけない。サステナビリティでは全然ないというのが、各論を見ていくとあって、そういうところはもう一回手直して、しかも、戦略的環境アセスをがっしり組み込んで、事業側が戦略的環境アセスを通じて、代替シナリオと説明責任をちゃんとつくって、なおかつ、東京都を本当に魅力的な、クリエイティブなまちにするためには、守るべきものはちゃんと守っていくけれども、新たにつくるところはちゃんとつくれるようにするというような構造に抜本的に変えないと、このままではしんどいんじゃないかなと。

この計画のまま5年間やると、まるっきり何もしない配慮じゃなくて、一個一個は配慮はしてあるけれども、ちょっとずつ悪くなったのを全部足し合わせると、やっぱりグロテスクなまちの方向にいかざるを得ない。

東京都がせっかくカーボンでがんばっていて、東京都の施策はすごいとあちこちで話を回っているのに、でも、東京都はこんなことしてるじゃないかといつも言われるんですね。それに対して言えないところを、こういうところもすごいんだということにしようと思うと、そこのしくみと構図を、もうちょっと源流に立ち返って構造から直さないと、これだとしんどいんじゃないかなと。てにをはを直したりのレベルではないような気がします。

藤井委員 今の議論を聞いていますと、基本条例自体を変えないといけないなという気がしてきました。前文を読んでも、東京都は云々と書いているのですが、国の基本計画と置きかえてもいいようなことを書いておられます。そうではなく、首都としての東京の環境はどうなんだというモデルを目指していくということがどこにもないですね。

今、求められているのは、そうした首都としての環境政策だと思います。東京は経済の中心でもあるし、世界の主要都市と都市間競争をやっています。ここに書いているような一般的な表現で「成熟した持続可能な都市の実現」といっても、具体的なモデルやイメージは見えてこないですね。

例えば京都市は景観条例を導入しました。京都の人はブーブー言っていますが、京都に住んでいないわれわれからすれば、それはいいことだろうと思うわけです。長い歴史的な尺度で見れば。実際に京都に行けばわかりますが、古都といいながら、至るところにマン

ションが林立して、景観もかなりボロボロになっていますね。これはいかにもまずい。京都は私権を制限しても景観・環境を守ってほしい、と私は思います。

同様に、首都東京というのはどうあるべきなのか。何を目指していこうとしているのかというところが、基本条例にも見えませんし、配慮の指針でも、そこが欠けているから、窪田さんが言われたように、総量枠をどうするのか、このままどんどん膨らんでいくのか。といった展望を描けない。末吉さんが言われたように、「ノー」というのをどこかで入れることが都市の魅力につながって、首都としての魅力につながって、新しいビジネスが生まれたり、いい人材が海外からどんどん入ってくる方向になればいいわけですが、そのようなモデル像を目指す必要があるのではないのでしょうか。その場合は当然、環境だけではなくて、首都としてのビジネス空間も絡んできますし、首都としての生活空間の展望にも絡んできます。そういうものを一つ将来の展望として置かないと、議論は堂々巡りで、前の案を踏まえた延長線でしか物事が進まないのではないかという気がします。こうしたモデル作りは大変なんですけど、そういう議論をどこかで始める必要があるのではないのでしょうか。それを、まさにここで始めて、形をなしたもので合意できれば、一つの飛躍、ステップアップができるんじゃないかという気がします。

大塚委員 基本理念は条例の最初という話をしたんですが、ここで入れてもいいかもしれないですね。環境配慮の原則のところに入れるか、進め方のところに入れるかわからないですが、予防原則みたいな考え方、環境に不可欠であっても、その対策をとらない理由にはしないとか、深刻または不可逆な損害が発生する場合には、それを延期する理由にはしないという考え方とか、発生源対策、発生源のところでまず抑えるという考え方とか、その二つぐらいは入れてもいいのかなど。

もう一つは、ここで入れるかどうかはわかりませんが、原因者負担みたいな考え方ですよね。環境負荷を出した人が、それに対して何かの支払いをしなくちゃいけないという考え方を環境配慮に入れるのは難しいのかもしれませんが、三つ目の原因者負担をここに入れるのが適当かどうかわからないところもありますが、二つぐらい、予防原則とか発生源対策あたりは入れていただいても、それなりのインパクトがあるのかなという感じはします。

本当は原因者負担も入れてもいいと思うんですが、原因者負担と環境配慮とは典型的には別だという議論はもちろんあると思いますので、その辺はお任せしますが。

福川部会長 飯田さんがおっしゃった、東京のあるべき姿というのは、中間まとめの 6



ページに書いてあるはずですが、抽象的すぎてちょっと物足りないというか、イメージがわからない。

配慮の指針も、各自治体に訴えるというからには、各自治体がそれを読むとイメージーションがわくようなものじゃないとダメなんでしょうね。ただこうしろああしろではいけないということだと思います。

原沢委員 別の話題ですが、2 ページ目の左下に「日常生活における配慮」ということで、都民も主体として非常に重要だということだと思いますが、前の計画を見ますと、地域別の配慮と、土地利用と、事業別の配慮ということで、都民の配慮については、これまでアクションプランとか、そういうものを援用した形で記載がされていると思いますが、都民の配慮指針をしっかりとまとめておく必要があるんじゃないかと思ったんですが、「地域としての環境配慮」の中に、日常生活、あるいは都民における配慮みたいなものが入っているという考え方なのか、その辺を打ち出していくと、また変わったアピールもできるのではないか。

今、一人一日1キログラムと国でやっているものを、一人一日0.5キログラムを都民の配慮指針にするんだというような発想もあるんじゃないかと思うので、この辺は質問ですが、都民のレベルにおける配慮の考え方を。

東京の場合は、かなり周辺の県から入ってきますよね。非都民の環境配慮みたいなものがあるのかなと思いますが、その辺どういう考え方でこれまでやってきて、これでいいんだということであれば、次の環境基本計画もたぶんそういう形になっていくんじゃないかと思うのですが、質問とコメントということで。

小沼副参事 前回の計画をご覧くださいますと、128 ページで、ほかのアクションプランを引っ張って、こういう配慮行動をしなきゃいけないだろうと、128、129 でサラッと終わっているのが前回の計画です。

今回、ハードとしての都市づくりの場面での切り口を一方でやっているんですが、都市を動かすソフト的な場面、特に事業活動もありますが、日常生活における配慮のところは相当書き込んで、具体的なプランにしていかなければいけないと思っております。

原沢委員 都民における環境配慮みたいな話になるんでしょうか。それとも、地域の配慮の中に埋め込まれるような感じになるんでしょうか。

小沼副参事 日常生活における配慮のところ、例示として省エネとかリサイクルとかありますので、こういう視点で、どういう取り組みが必要なのかということまでは書こ

うとは思っております。

福川部会長 いままで思っていた枠をやや変えて、都民一人一人の意識に訴えるように、もっと明快に出してもいいんじゃないかというご意見だったと思います。

市川委員 同感です。消費者として物を買うという視点の、具体的に取り組むべきというところをぜひ入れていただきたいのと、家庭の中の省エネルギーのところは、いままですでにいろいろなところで言われてきていることなんですけど、まだ足りていないと思われるところは、商品とかサービスを選ぶときにどういう視点で選ぶか、そのあたりだと思われるので、そのところを特に強調していただくと、より都民としての努力のしがいがあると思います。

飯田委員 今の点に関してちょっとつけ加えると、都民に対してというと、日本国じゅうどこに行ってもそうなんですけど、上から、行政から不特定多数の都民に流すような動員型のベクトルしかなくて、なおかつ、都民に期待することとフワッと投げて、都民は普通は見えていないので、いわば行政のアリバイでしかなくなってしまいますね。

そういうのではなくて、上から下に流していくベクトルでいうと、一つはコミュニケーションの問題で、コミュニケーションの問題を、不特定多数の無数の都民に投げて意味がなくて、どういうコミュニケーション選択をとらなきゃいけないかを、コミュニケーションを発する側に届けないと、より顔の見える場ですね。

もう一つは選択肢の提示です。受ける側に投げて意味がなくて、行政もそうですし、事業者もどういう選択肢を提示するか。それとコミュニケーションと組み合わせて初めてアクションが起きるんですね。より有効に生きる戦略にしていけないと、虚空に向かって叫んでも何も動かないので、そこはもう次元進化していただきたいというのが一つと、もう一個は、上から下に流すだけじゃなくて、下から上にボトムアップをどう促すか。もっと主体的なアクティビティが、国家動員型じゃなくて、本当に市民が主体的に動くにはどうするんだ、これも行政の知恵の出どころなんですけど、そういう目線がもう一つ必要で、両方向に関して次元、いままでのボトムアップ型はゼロに近かったんで、そちらをちゃんと書き込むことと、トップダウン型はもう次元知恵をひねってほしいということです。

藤井委員 ボトムアップのところでは、行政の知恵は役に立たないです。行政に期待しちゃだめなんですね。行政は本来、一律の流れを目指します。ただ、同時に、補完性の原則で、先行している人たちはどんどん前に行かせる、先行している人たちの足を、一律の

束縛で止めないようにすることが大事だと思います。実際に地域で自主的に活動している人たちの行動を奨励するといった活動に行政のボトムアップへの関与はとどめるべきだと思います。

ただし、基本姿勢としては、地域での活動をどんどんやってくださいということは言うべきです。そこをすべて行政主導にすると、地域の人々も、自分たちがやることは、ここまででいいんだ、後は行政の指導を待とうという風になりかねない。そうすると、先行している人たちが逆に足を引っ張られてしまうことにもなりかねないと思います。これは私の考えですが。

原田委員 本当に効果を上げていきたい。CO2の問題でも、エネルギーの問題でも、NOx問題でも、水質の問題でも何でもいいんですが、そうすると、政策の目標で、最初は定性的に書かれているけれども、それを目標の指標に定めて、その指標をよくするような形で、トータルの中の、それにかかわる活動がちゃんとなるかどうかという計画があって、そこは代替的な戦略が企画されて、これでいこうと言ったものについて、実際に施策が打たれる。施策が打たれるときに、同じ方向に動かないものについては都のお金は出さないという、当たり前なことだと思うんですが、そういう流れにならないと、一番下の、このレベルはこのレベルで必要だと思うんですよ。それぞれの配慮行動を、そういう枠組みも進んでいく中で皆さんにやっていただくかというのが必要なんだけど、違うレベルということで、皆さんがどこら辺を指されたかわかりませんが、そういうしくみをキチッとつくり、生存の基盤という一番上位の目標になるようなものであれば、都市の開発の計画にしても、交通の計画にしても何の計画にしても、環境の応援から必要だといった重要なものについては、そこでその指標が評価され、それをこれぐらいにするよという数値があり、モニタリングされるというのは美しい世界だなあとはいいます。

末吉委員 市川さんが提案されて消費のあり方のところですが、皆さんご存じだと思いますが、例えばイギリスのTescoという大きなスーパーマーケットは、緑の消費革命を起こそうということを言っていますよね。

それは、一部の特定の環境に非常に関心のある消費者が一部だけやっても間に合わない、すべての消費者が参画する緑の消費革命を起こす必要がある。そのためには二つの壁があると言っているんです。一つは値段の問題、値段の高いものはだれも買えない。もう一つは環境情報が不足している。情報がなければ判断できない。値段と情報でどう解決を図っていくのかということで、私企業であります、Tescoが売る商品に、これから環境情報

を満載していく。実際にいろいろなところで値下げを行っているんですが、そういうことで私企業が取り組みを始めております。

商品に環境情報が満載されるという流れは世界の流れになると思うんですよ。それは日本にも間違いなく押し寄せてきます。東京都で売られる商品についても、人が決めたルールで、世界から入ってくる環境情報を要求するのではなくて、東京都が、これは大事だ、これだけは載せろというのももっと積極的にやっていく必要があるんじゃないでしょうか。

情報公開ということであれば、企業レベルでいけば、アメリカの証券取引委員会に、上場企業に環境情報をもっと出すことを義務づけるというプレッシャーがずっとかかっております。ですから、環境情報公開ということであれば、企業レベルでも、社会からのプレッシャーの中で情報公開を迫られている。これは間もなく始まると思います。規制が出なくても、企業がみずからそういう方向に動いてきます。

ですから、そういうような情報公開も、流れを取り込んで、そういうことで東京都が、東京都の中で行われるさまざまな経済活動に情報が適切に出るようにするしくみをどうしていくのか、そういうところは非常に重要だと思います。

福川部会長 事務局から提示されたのは 18 時 20 分までだったんですが、非常に熱のある議論が行われましたので、私は無視して。

あと、どうしてもという方がいらっしゃったらお話を伺って。

下村委員 東京都の施策そのものに関して言えば、3 章までのところにしっかり書かれているはずなんですよ。ここでは、環境の問題は行政だけでは解決できないものなので、都民とか事業者にも、基本的には呼びかける。そのときの方向性をより明確に出して、一緒に環境づくりをしてくれないかというパートであるはずなんですよ。

そうすると、構成は全く変で、事業別になっているのは、基本的に公共事業というか、行政の事業別になっているようなニュアンスがあって、主体別に、企業には何をしてほしいとか、都民にはどういうことをしてほしいということをもっと少し具体的に呼びかけるようなトーンにしないと、飯田委員がおっしゃるように、見てくれないというのがあるかもしれないかもしれませんが、報告書の構成としては基本的にそういうことなんですよ。構成を考えていただいたほうがいいのかと思います。

福川部会長 非常に細かい表のような、インデックスみたいな部分と、もう少しわかりやすく、しかも具体的に、しかもイメージーションがわくような部分と二段構えで上手につくれないかなと思いますし、そういうふうにならなければ、環境学習とか、いろんな

ところで実際に使えるテキストになっていくのかもしれない。実際の行政の現場においても、ある種の憲法として、しっかりと皆さんに訴えるものができるんじゃないかと思えます。

ほかにいかがでしょうか。

原沢委員 2 ページ目の右下に「環境配慮のルール確立と運用」、ここが非常に重要だと思います。その中で「気づき」と「見える化」というのが重要だと思って、この文章からだけすると、配慮指針に盛り込むよりも、できた後の、実効性あるしくみをつくってやっていくんだという話かと思うんですが、そうだとすると、この辺も配慮指針を後ろのほうに、具体的にどうやってルールをつくって運用していくんだということまで含めて書いていただけないか。こういったことは書けないんだということであれば仕方がないんですが、配慮指針と、どうやって運用していくというのはツインになってはじめて、効果があるものにしていく一つの方向性も出せるんじゃないかと。コメントです。

福川部会長 ほかにいかがですか。

輿水委員 2 ページの右下のところが一番大事だと思いました。大変いいことが書いてあるんですが、原沢委員がおっしゃられたように、ここの部分に PDCA のことがちょっとにおうんですね。本気でやるかどうかをもっと強く書いたほうがいい。やらないんだったらやらないでいいんですが、いろんなところに配慮しすぎた配慮指針になっているので、もうちょっとはっきりしたほうがいいですね。私はここに尽きるんじゃないかぐらいに思っています。今回の新しい基本計画は。

下の四つも重点項目ですから、それぞれ配慮を強化すると書いてありますが、具体的な中身があるはずなんですね。そういうことを意識されて書いているはずですから、後ろの個別の計画に具体的に展開できると、ここでかなりのことは言い切っていると思います。

福川部会長 きょうはずいぶん抜本的なご意見をいただきまして、事務局の方は大変なことになってしまったかもしれませんが、優秀でかつ先進的な東京都ですから、前の基本計画の配慮指針を繰り返してはまずいと思いますので、ここで言った意見はバラバラでしたが、うまくまとめていただきたいし、それぞれの委員の方に、発言した以上責任をとってもらおうということで、聞いていただくのもいいのではないかと思います。

司会が不十分で長引きましたが、きょうの議論は終わりにしたいと思います。事務局にお返しいたします。

山下課長 多数の貴重なご意見をいただきましてまことにありがとうございました。き

ようのご意見を受けとめて、再度私どものほうで検討を進めてまいります。

今後のスケジュールですが、資料 2 をお配りしておりますが、従前より申し上げておりますとおり、本年度中に基本計画を改定していきたいと思っております。したがって、それまでにご答申をいただくこととなりますので、きょうも抜本的にいろいろなご意見をいただいたわけですが、環境審議会の場合、条例の特別部会も並行して走っております、あちらも相当ハードなスケジュールになっておりますので、企画政策部会にしましては年内はもう 1 回、12 月下旬にやらせていただきたいと思っております。きょうのこと以外にもいろいろ課題が残っておりますので、議論をお願いしたいと思っております。年明けに精力的な議論をお願いいたしまして、最終のまとめをいただきたいと思っております。

これをもちまして第 19 回企画政策部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後 6 時 56 分閉会